

内閣参質一七一第六三号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生太郎

参議院議長江田五月殿

参議院議員糸数慶子君提出国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジユゴン保護の促進」勧告に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジユゴン
保護の促進」勧告に関する再質問に対する答弁書

一、二及び四について

我が国政府は、昨年十月の国際自然保護連合総会において、ジユゴンを含む自然環境保全の重要性については、十分に認識しているが、普天間飛行場代替施設建設事業については、既に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成十二年沖縄県条例第七十七号）に基づく環境影響評価手続を開始しており、御指摘の勧告が必要であるとは考えられないことから、本件勧告を棄権する旨の投票理由説明を行つた上で、本件勧告を棄権したところである。

いずれにせよ、政府としては、これらの法令に基づき、現在実施している当該環境影響評価手続において、ジユゴンに対する影響についても特に配慮した上で適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じ適切な環境保全措置の検討を行うこととしている。

三及び五について

御指摘の「行動計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、国内関係法令に

に基づき、現在実施している当該環境影響評価手続において、ジュゴンに対する影響についても特に配慮した上で適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じ適切な環境保全措置の検討を行うこととしている。

六について

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、隨時日米間で情報交換等を行つてきており、具体的には、我が国政府から米国政府に対し、当該評価の項目、手法やその手続等について情報提供等を行つてきている。